

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』 制 度 説 明 書



那覇市上下水道局

水を大切に！！

（令和8年2月 改正版）

目 次

内 容 (ページ)	説明対象
●はじめに 【給水契約について】【給水装置とは】 ●各戸検針契約とは？ 1. 各戸検針制度の概要 (1) 各戸検針制度実施に至る経緯 (2) 各戸検針制度の目的 (3) 各戸検針制度の根拠 (4) 各戸検針制度の性格 ●共同住宅（アパート・マンション等）の水道について （各戸検針と連合専用の比較/受水槽式と直結式イラスト） 2. 各戸検針制度適用の条件 (1) 各戸検針制度適用範囲 (2) 各戸検針の子メーターの設置基準 (3) 管理責任者の選定及び各戸検針の子メーター（止水栓含）の維持管理 (4) 各戸検針の子メーター設置場所の管理 (5) 受水槽以下装置等の管理責任 (6) 水道料金の算定及び徴収方法 (7) 水道料金等滞納に関する措置の協力 (8) 契約者の変更及び契約解除 (9) 契約内容について (10) その他、給水装置所有者等及び管理責任者の責務 3. 申請手続きの流れ (1) 新築の場合 (2) 改造の場合 4. 申請書類等の記載方法等 (1) 申請書の記載方法等 (2) 見取り図（住宅位置図）の記載方法等 (3) 配置図（各戸検針の子メーター配置図）の記載方法等 (4) 姿断面図（部屋配置図）の記載方法等 (5) 給水平面図の記載方法等 (6) 給水展開図の記載方法等 (7) 量水器設置詳細図の記載方法等 (8) 量水器及び止水栓の仕様書の提出方法等	申請書・建築士・使用者 申請者・建築士・使用者・指定給水装置工事事業者 申請者・管理責任者・使用者 申請者・建築士・指定給水装置工事事業者 申請者・管理責任者・使用者 申請者・建築士・使用者・指定給水装置工事事業者 指定給水装置工事事業者

(9) 器査成績表の記載方法等 (1 0) 現場検査依頼票の記載方法等 (1 1) 水道番号等一覧表の記載方法等	指定給水装置工事事業者
★申請書記入要領説明	指定給水装置工事事業者
★各戸検針検査依頼票（説明用）	指定給水装置工事事業者
★水道番号等一覧表（説明用）	指定給水装置工事事業者
★『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約に対する同意書（参考）	申請者・管理責任者・指定給水装置工事事業者・建築士・使用者
★『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約書（参考）	申請者・管理責任者・使用者
★各戸検針制度の適用にあたり、特に注意して頂きたい事項	申請者・管理責任者
★各戸検針制度に関する申請及び変更等書類一覧	※申請者、管理責任者、指定給水装置工事事業者、建築士、各戸使用者の皆様は説明対象以外の内容についてご理解いただくようお願いいたします。

はじめに

【給水契約とは】

水道の供給は、給水装置（※1 参照図）ごとに、上下水道局と給水装置所有者が締結した給水契約に基づいて供給されるのが基本的なスタイルです。

したがって、アパート・マンション等いわゆる共同住宅（以下「共同住宅」という。）においても、給水契約者は給水装置の所有者又はその代表者（以下「給水装置所有者等」という。）であり、共同住宅の各戸使用者（居住者）ではありません。

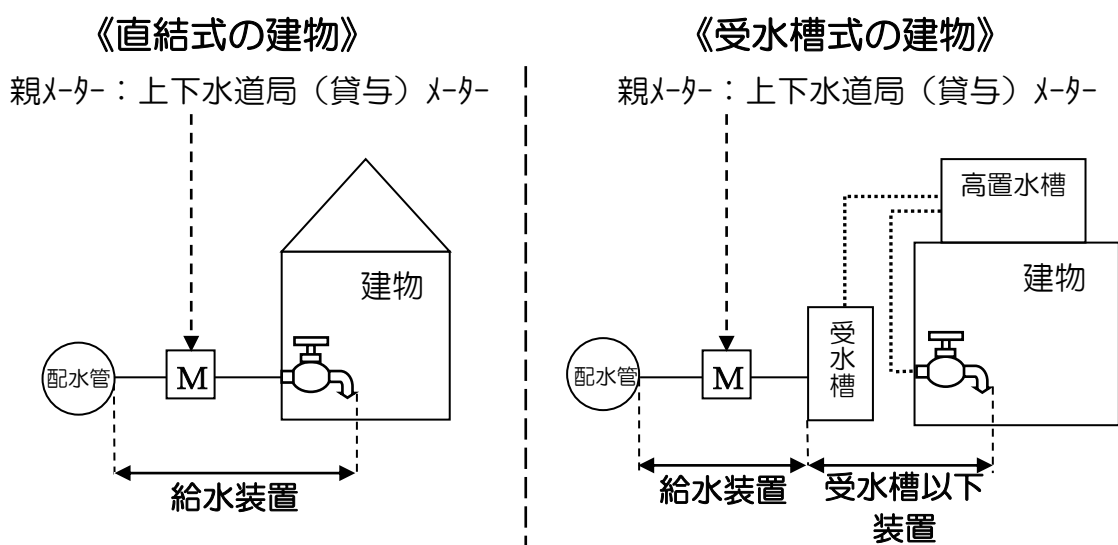
ただし、上下水道局と給水装置所有者等が「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約」（以下「各戸検針契約」という。）を締結し、共同住宅の各戸使用者（居住者）がその各戸検針契約に同意することにより、共同住宅の各戸使用者（居住者）ごとの検針及び水道料金等の徴収（以下「各戸検針制度」という。）を上下水道局が行います。

つまり、各戸検針制度は、給水契約とは別に各戸検針契約及び各戸使用者（居住者）の同意により便宜的に取扱いの適用を受ける特別な措置であります。

この説明書は各戸検針制度に関する説明となっております。各戸検針制度の適用をご検討なされている給水装置所有者等の皆様はご参考にしていただき、制度の内容を十分にご理解のうえ、ご検討をお願いします。

【給水装置とは】 《※1：参照図》

給水装置とは、需要者（給水装置所有者等）が水道水を受水するために、上下水道局の配管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、受水槽を設置しない直結給水の建物については蛇口まで、受水槽を設置する建物については受水槽に給水する給水用具までをいいます。



各戸検針契約とは？

1. 各戸検針制度の概要

(1) 各戸検針制度実施に至る経緯

本来、本市の水道料金は、上下水道局の設置したメーターにより計量した水量等による算定額を給水契約者等に請求するのが原則であり、アパート・マンション等いわゆる共同住宅においても、従来は親メーターを計量して、給水契約者等に一括請求及び徴収する方法（以下「連合専用」という。）のみでありました。

しかしながら、この共同住宅に関する取扱いについて、昭和38年10月26日付け、厚生省環境衛生局水道課長から各都道府県水道主管部長宛、日衛水第36号「共同住宅における水道について」の通達がなされ、その中で、共同住宅におけるメーター検針及び料金徴収について、水道事業者に対し、「共同住宅の設置者又は管理者から要望がある場合には、当事者間での契約により個々の居住者を対象とする便宜的措置をとることが実態に即して望ましい。」との指導内容が盛り込まれました。この通達を機に、全国の各水道事業体において共同住宅の各戸検針及び料金徴収（以下「各戸検針」という。）実施への個別の取り組みが歩み出しました。

各戸検針制度の実施については、経費及び事務量の増加等々の水道事業者への負担を招きますが、市民ニーズへの対応として本市におきましては昭和54年4月の若狭市営住宅をはじめとして、以降、各戸検針制度を実施しております。

当初、各戸検針の契約条件のひとつに遠隔測定式メーター設置が義務付けされていましたが、平成元年10月に、20世帯以上の共同住宅についてのみの適用に要綱改正がなされ、更に、平成12年7月の改正により、各戸検針契約における遠隔測定式メーターの設置義務が撤廃されました。

また、平成16年9月には、各戸検針制度の良好な運用を目的として事務改善のための改正がなされ、平成23年7月には、これまで認められていなかった直結給水式による共同住宅にも各戸検針制度が適用され、令和7年4月には、各戸検針の子メーター管理を上下水道局で行う改正が行われ、現在に至っています。

(2) 各戸検針制度の目的

共同住宅の居住者は一般事務所関係と異なり、実質的には一般戸建住宅の生活者と何ら変わるところがないことから、水道使用に関する検針及び料金等徴収において、給水装置所有者等からの要望による各戸検針契約かつ各戸使用者（居住者）の同意に基づいてメーター検針

及び水道料金等徴収を各戸使用者（居住者）ごとに取り扱う便宜を図るものであります。

なお、この制度はあくまでメーター検針及び水道料金等徴収に関して各戸使用者（居住者）ごとに取り扱うための制度であり、設備の維持管理及び受水槽以下における水質管理については、従来どおり給水装置所有者等の責任であります。

本来、給水装置所有者等が負う各戸使用者（居住者）の水道使用料金等滞納へのリスクについてまでも上下水道局が負担する趣旨の制度ではないことをご理解下さい。

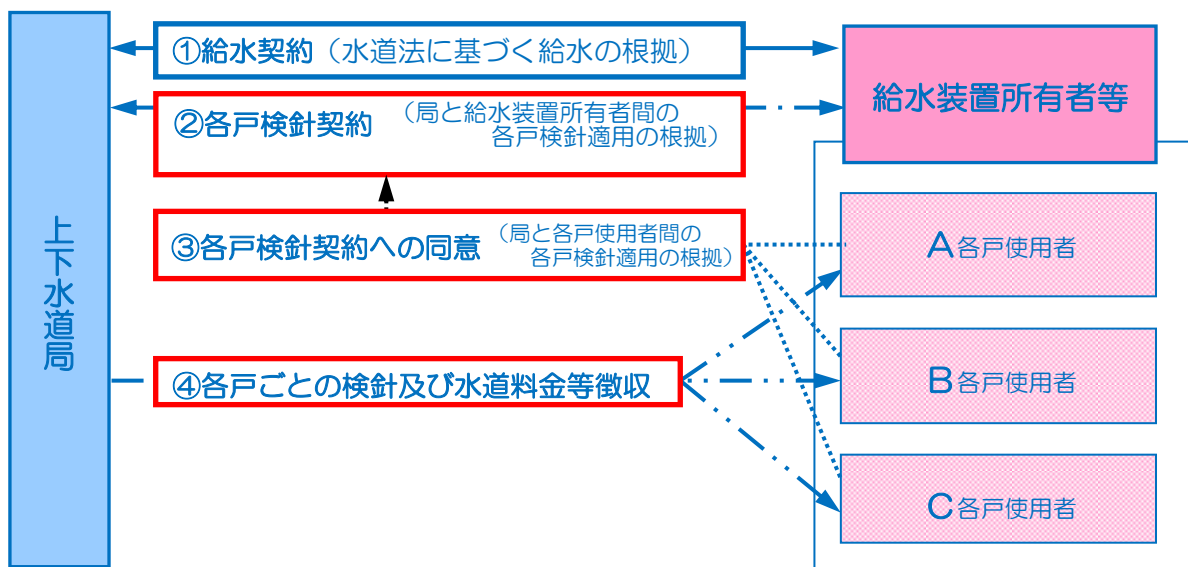
（３）各戸検針制度の根拠

各戸検針制度は、上下水道局と共同住宅の給水装置所有者等が給水契約とは別に締結する各戸検針契約が根拠となっています。

また、上下水道局と共同住宅の各戸使用者（居住者）の関係における根拠は、その各戸検針契約に対する各戸使用者（居住者）の同意であります。

これらの関係を図示すると、以下のとおりです。

《各戸検針制度適用の共同住宅における契約関係》



（４）各戸検針制度の性格

これまでの説明でもご理解いただけるように、共同住宅の検針及び水道料金等徴収については、連合専用が原則的な対応であります。給水装置所有者等及び各戸使用者（居住者）の要望に対し便宜を図る措置が各戸検針制度であります。

そのため、検針及び水道料金等徴収方法はもとより、給水に伴う取引の根拠、申請方法、契約の条件等々において連合専用との相違があります。これら相違については、次ページの『共同住宅（アパート・マンション等）の水道について』を参照下さい。

共同住宅(アパート・マンション等)の水道について

★共同住宅の水道料金の取扱いには、**各戸検針**と**連合専用**があります

各 戸 検 針

上下水道局が各部屋の水道の子メーターを検針して、各戸ごとに水道料金等を算定し、徴収する制度です。

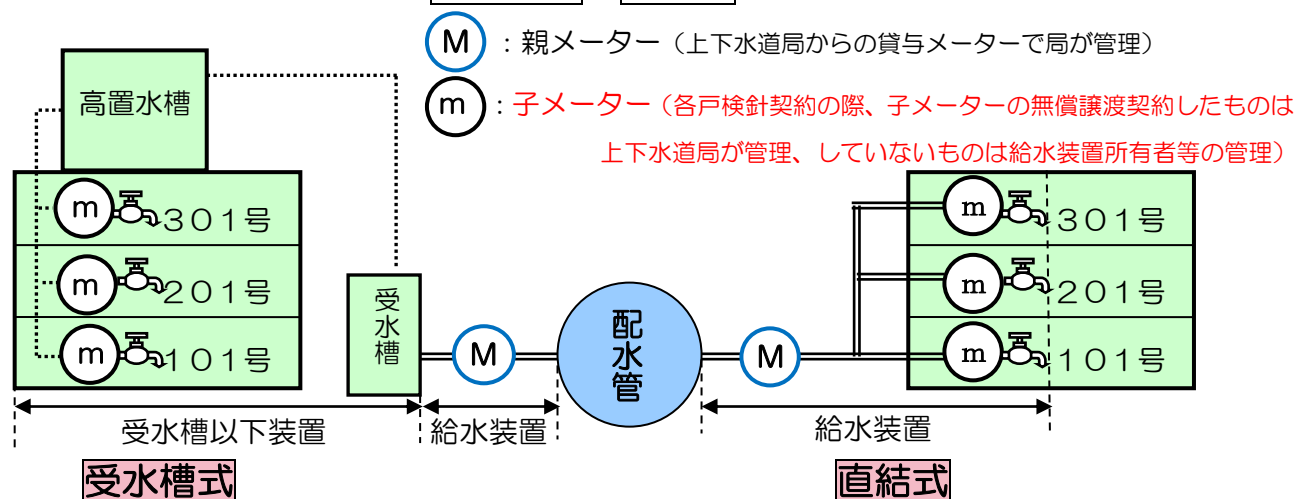
※給水装置所有者等から上下水道局に対して各戸検針に関する申請及び契約が必要です。その際、住宅部分の戸数が6割以上で、また、上下水道局と所有者等が締結した各戸検針契約に対する入居者全員の同意が必要です。

連 合 専 用

上下水道局が建物全体の親メーターを検針して、一括で水道料金等を算定し、徴収する制度です。

	各 戸 検 針	連 合 専 用
親メーター (M)	上下水道局が検針しますが、水道料金等の請求はしません。	上下水道局が検針して、所有者等に水道料金等の請求をします。
子メーター (m)	上下水道局が検針して、各戸使用者に水道料金等の請求をします。	所有者等が各戸使用者に水道料金等の請求をします。
水道の開閉栓・ 転居に伴う 料金の清算	所有者等又は各戸使用者は上下水道局に届け出が必要です。	所有者等又は管理責任者等で対応していただきます。
上下水道局への 料金支払いは？	口座振替が条件です。 ※各戸使用者が支払いします。	口座振替又は納付書（請求書）払いです。 ※所有者等又は管理責任者が支払いします。

★各戸検針の給水方式には、**受水槽式**と**直結式**があります。



注意してください。

共同住宅を建築予定の場合には、設計士及び那覇市指定給水装置工事業者と相談のうえ、各戸検針又は連合専用のいずれかを申請の事前に決定しておく必要があります。

各戸検針を選択される場合は上下水道局との**事前協議（予約制）**が必要です！

2. 各戸検針制度適用の条件

(1) 各戸検針制度適用範囲

- ①各戸検針制度申請にあたり、上下水道局との事前協議がなされていること。
- ②建物に設置する各戸検針の子メーターのうち共用栓、直結増圧給水装置（以下「増圧装置」という。）に設けるチェック用散水栓及び消火栓を除き、住宅部分の個数が6割以上であること。
- ③各戸使用者（居住者）全員が各戸検針制度適用に同意していること。
- ④各申請書類が上下水道局の審査に適合していること。
- ⑤メーターの検針及び水道料金等の徴収に関して各戸単位の取扱いに支障がなく、かつ、直結給水及び受水槽以下装置が上下水道局の定める各設置基準に適合していること。
- ⑥上下水道事業管理者が認めた者で、各戸検針契約の内容に合意がなされていること。

※なお、この制度は、建物の全体が同一給水装置により給水を受ける共同住宅を対象とし、建物的一部分のみを対象とはしない。

(2) 各戸検針の子メーターの設置基準

- ①設置する各戸検針の子メーターは、直読式の同一器種であること。
- ②各戸検針の子メーターは計量関係法令等に適合し、上下水道事業管理者が指定したものであること。
- ③各戸検針の子メーターは各戸の屋外で各戸ごとに設置し、各戸使用者（居住者）が不在でも容易に検針、開閉栓作業及び取替ができる場所で、漏水により階下等に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置が施されていること。
- ④各戸検針の子メーター以降の給水管と同径のものを使用し、水平に設置すること。
- ⑤他の配管等と20 cm以上の間隔を設けること。
- ⑥上下水道局の設置検査に合格したものであること。
- ⑦止水栓は、上下水道事業管理者が指定した伸縮止水栓（キー付き）を開閉栓作業に支障がないように設置すること。
- ⑧各戸検針の子メーター2次側の配管及び給水設備が各戸単位となっていること。
- ⑨この基準に定めるもののほか、受水槽以下の装置の構造及び材質が水道法施行令及び那覇市水道事業給水装置の構造及び基準に関する規程に準じていること。

（３）管理責任者の選定及び各戸検針の子メーター(止水栓含)の維持管理

- ①給水装置所有者等が本市内に居住しない場合は、受水槽以下の装置の維持管理及び各戸検針制度の運用管理を円滑に行うために、本市内に居住する者又は上下水道事業管理者が認める者を管理責任者として選定し、届け出ること。
- ②各戸検針の子メーターの維持管理については、給水装置所有者等又は管理責任者の責任において故障、破損及び不鮮明等がないように十分な注意のもとに管理し、検針、開閉栓等上下水道局の業務及び取替に支障が生じないようにすること。
- ③各戸検針の子メーターの故障、破損及び不鮮明等がある場合は、速やかに給水装置所有者等及び各戸使用者（居住者）は上下水道局に申し出なければならない。
- ④上記①～③に関することについて、上下水道局から指摘がある場合には速やかに対応して、上下水道局の業務に支障が生じないようにすること。

（４）各戸検針の子メーター設置場所の管理

- ①各戸検針の子メーター設置場所は常に検針、開閉栓等上下水道局の業務及び取替が容易な状況を維持し、支障を及ぼす可能性がある物を置き、又は、工作物を設置してはならない。
- ②各戸検針の子メーター設置場所に施錠等がある場合には、事前に上下水道局に鍵を２本以上預けておかなければならない。その際、鍵作成に要する費用は給水装置所有者等又は管理責任者等の負担とする。なお、鍵の変更がある場合には速やかに上下水道局に報告すると共に、変更後の鍵を２本以上提出するものとする。この場合においても、鍵作成に要する費用は給水装置所有者等又は管理責任者の負担とする。
また、オートロックの設備がある共同住宅については、事前に上下水道局に暗証番号の報告を行い、変更があるときは速やかに上下水道局に報告すること。

（５）受水槽以下装置等の管理責任（受水槽設置の場合）

○受水槽以下の装置は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）でいう給水装置ではないので、受水槽以下の装置及びこれにより給水される水道水の水質管理は、給水装置所有者等又は管理責任者が責任をもって行うものとする。

（６）水道料金の算定及び徴収方法

- ①上下水道事業管理者は、隔月の定例日に各戸検針の子メーターにより検針し、その指示水量により水道料金等を算定して各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。なお、算定については差水量、私設消火栓、増圧装置に設けるチェック用水栓、非常用給水栓及び貯水槽清掃に使用するものを除いては、那覇市水道給水条例第 23 条中、一般用口径別料金を準用するものとする。

- ②水道料金等は、原則として毎月これを徴収する。
- ③給水装置所有者等の責に帰すべき理由により、親メーターの指示水量と各戸検針の子メーターの指示水量の総和に 10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に対して各戸検針の子メーター口径の従量料金を給水装置所有者等から（親）水道番号にて徴収する。

なお、当該共同住宅に複数種類の口径の各戸検針の子メーターが設置されている場合は、設置個数が最も多い口径を適用する。

ただし、上下水道局事業管理者が特に必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- ④貯水槽の清掃を実施した場合（受水槽式）の水道使用料金は、当該貯水槽の容量相当分を各戸検針の子メーター口径の従量料金で給水装置所有者等から（親）水道番号にて徴収する。

なお、当該共同住宅に複数種類の口径の各戸検針の子メーターが設置されている場合には、設置個数の最も多い口径を適用する。

ただし、上下水道事業管理者が特に認める場合においては、給水装置所有者等の届け出の水量により算定することができる。

- ⑤水道料金等は、原則として口座振替により徴収する。

ただし、上下水道事業管理者が特に認める場合においては、指定する納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）により徴収することができる。

- ⑥増圧装置に設けるチェック用散水栓の水道料金の算定については、次の各号によるものとする。

（１）チェック用水栓の使用が、増圧装置又はポンプ設備の故障、停電等の断水原因の確認又は非常用のみの使用としている場合は、その指示水量に基づき給水条例第２３条の臨時用料金を準用して算定する。

（２）チェック用水栓が、増圧装置又はポンプ設備の故障、停電等による断水原因の確認又は非常用以外に使用する給水栓との兼用の場合は、その指示水量に基づき給水条例第２３条の一般用口径別料金を準用して算定する。

- ⑦非常用給水栓の水道料金等の算定については、次の各号によるものとする。

（１）非常用給水栓の使用が、増圧装置又はポンプ設備の故障、停電等の断水原因の確認又は非常用のみの使用としている場合は、その指示水量に基づき給水条例第２３条の臨時用料金を準用して算定する。

（２）非常用給水栓が、増圧装置又はポンプ設備の故障、停電等による断水原因の確認又は非常用以外に使用する給水栓との兼用の場合は、その指示水量に基づき給水条例第２３条の一般用口径別料金を準用して算定する。

- ⑧水道料金等の算定及び徴収については、要綱に基づく契約に定めるものを除くほか、那覇市水道給水条例及び那覇市下水道条例を準用する。

(7) 水道料金等滞納に関する措置の協力

- ①給水装置所有者等又は管理責任者は、各戸使用者（居住者）との入居に関する契約等において転出時における水道料金等の清算済証の提出を規定する等、各戸使用者（居住者）の水道料金等未納発生防止の措置を講じるものとする。
- ②各戸使用者（居住者）について水道料金等の滞納が生じたときは、上下水道事業管理者は当該各戸使用者（居住者）が使用している箇所を停水することができる。
- ③上下水道事業管理者が指定する日までに各戸使用者（居住者）が水道料金等を納入しないときは、給水装置所有者等は当該各戸使用者（居住者）と連帯してその納入義務を負うものとする。

(8) 契約者の変更及び契約解除

《契約者の変更》

- ①給水装置所有者等に変更があり、かつ、変更後も各戸検針制度の継続適用を受ける場合は、変更前と変更後の給水装置所有者等は共に協力して速やかに「給水装置所有者等変更届」の届け出及び「各戸検針契約」の再契約の手続きを行わなければならない。
- ②上記①の手続きがなされないまま各戸検針制度の運用が継続している場合において、上下水道事業管理者は、所有権の移転に伴い、当該共同住宅に対して既に締結されている各戸検針契約が継承されたものとみなして、各戸検針制度の運用を継続することができる。
- ③上記①の手続きがなされず、上下水道事業管理者から指摘を受けた場合には、新旧の給水装置所有者等は速やかに手続きを行わなければならない。上下水道事業管理者の指摘を受けてなお、速やかに手続きが履行されない場合において、上下水道事業管理者は各戸検針契約を解除することができる。

《契約解除》

- ①既に締結済みの各戸検針契約を解除する場合には、給水装置所有者等は上下水道事業管理者に対して事前に「契約解除申請」を提出して、契約解除の「覚書」を締結しなければならない。
- ②給水装置所有者等は、契約解除により検針及び水道料金等徴収方法が変更されることについて各戸使用者（居住者）に対して、契約解除後、最初の検針の前までに、書面により周知させなければならない。
- ③給水装置所有者等、管理責任者又は各戸使用者（居住者）が各戸検針契約若しくは関係法令等を遵守しない場合において、上下水道事業管理者は契約解除予告通知後もその是正がないと判断される場合には、契約解除通知により各戸検針契約を解除することができる。
- ④給水装置所有者等又は管理責任者は、いずれの理由により契約を解除するときも、既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金等について、その責任において上下水道事業管理者が指定する日までに一括で支

払いしなければならない。なお、支払いがされない場合において催告後も納入されないときは、上下水道事業管理者は当該共同住宅の給水装置に対して給水停止処分をすることができる。そのことにより、給水装置所有者等、管理責任者又は各戸使用者（居住者）に損害が生じても上下水道事業管理者はその責任を負わない。

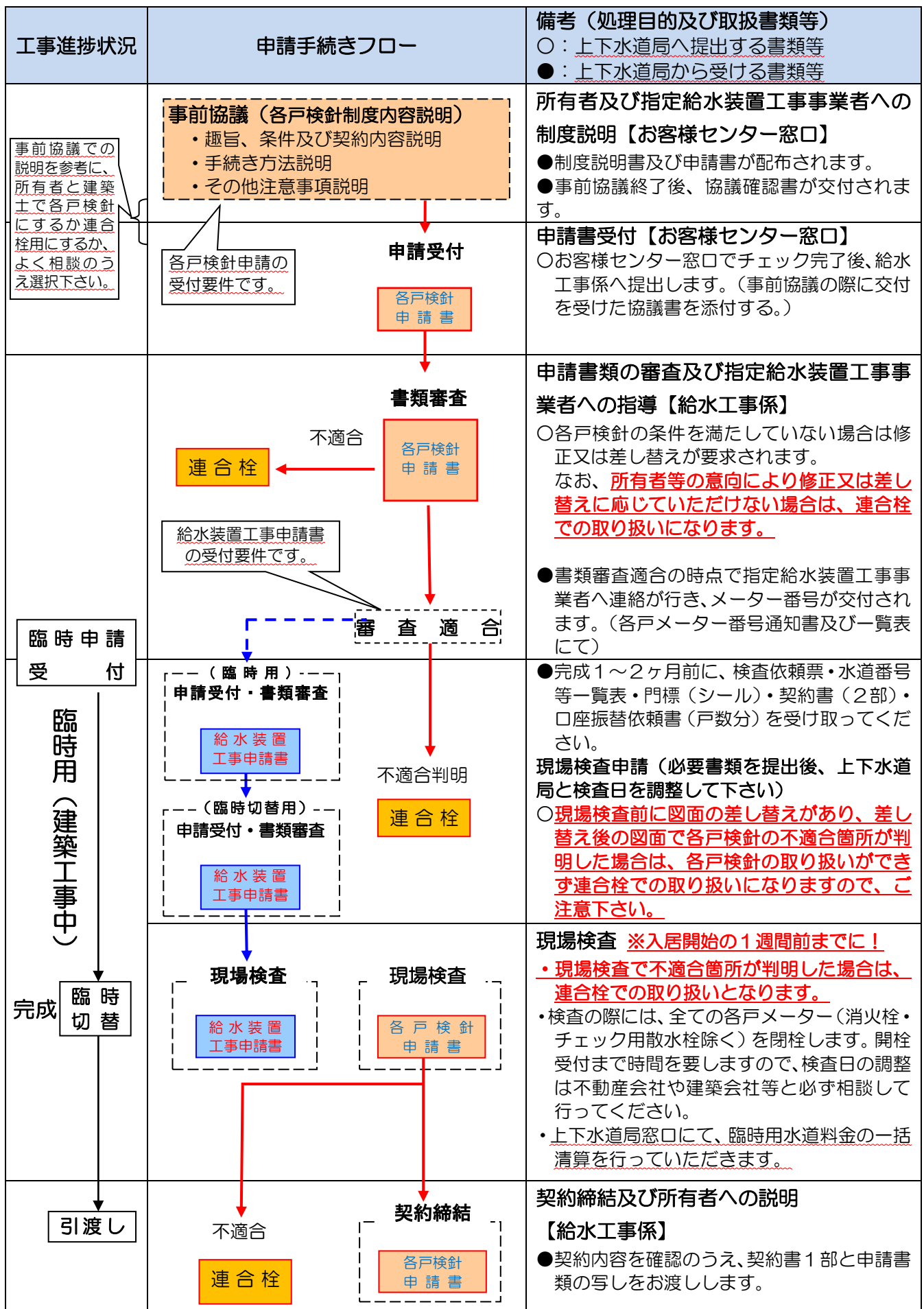
（９）契約内容について

- ①契約内容について１９ページをご参照いただき、十分にご理解下さい。
- ②給水装置所有者等又は管理責任者は、各戸使用者（居住者）に対し各戸検針契約について十分に説明のうえ、周知させなければならない。
- ③那覇市水道給水条例及び那覇市下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合は、その変更内容に適合するように契約内容が変更されたものとみなす。

（１０）その他、給水装置所有者等又は管理責任者の責務

- ①給水装置所有者等又は管理責任者は、要綱及び各戸検針契約に規定されている責務を履行し、各戸検針制度の円滑な運用に協力しなければならない。
- ②給水装置所有者等又は管理責任者は、各戸検針契約の申請内容に変更等が生じる場合は、その責任において遅滞なく上下水道事業管理者に対して指定された書類にて届け出なければならない。（２１ページ参照）
- ③各戸使用者（居住者）の転出入における水道の使用中止（清算）、使用開始の手続き等について、給水装置所有者等又は管理責任者の責任において遅滞なく上下水道事業管理者に届け出又は各戸使用者（居住者）に届け出させて、各戸検針制度の業務運用に支障がないように協力すること。
なお、水道の使用中止（清算）の手続きがなされず、各戸使用者（居住者）の水道料金等の未納が発生した場合には、契約の第５条第２項の連帯納入義務の規定を適用して給水装置所有者等に当該未納金の請求を行うことがありますのでご注意下さい。
- ④各戸使用者（居住者）からメーター検針及び水道料金等徴収について苦情があるときは、その解決に協力すること。
- ⑤受水槽式で貯水槽の清掃を実施するときは、上下水道事業管理者へ事前に届け出し、実施後はその報告及び料金の清算をすること。
- ⑥その他、上下水道事業管理者の事務の取り次ぎを行うほか、各戸検針制度の業務運用に支障がないように協力すること。

3. 申請手続きの流れ（新築の場合）



※以後、申請内容に変更があれば所定の用紙で届出下さい。

（改造の場合） ※改造とは、既設連合専用の共同住宅から各戸検針への切替のことです。

工事進捗状況	各戸検針制度申請手続きフロー	備考（処理目的及び取扱書類等） ○：上下水道局へ提出する書類等です。 ●：上下水道局から受ける書類等です。
各戸検針申請の受付要件です。 事前協議での説明を参考に、所有者と建築士で各戸検針にするか連合栓用にするか、よく相談のうえ選択下さい。	事前協議（各戸検針制度内容説明） - 趣旨、条件及び契約内容説明 - 手続き方法説明 - その他注意事項説明 現場調査（局職員が改善箇所を現場調査します。） 申請受付 各戸検針申請書	所有者及び指定給水装置工事事業者への制度説明【お客様センター窓口】 ●制度説明書及び申請書が配布されます。 ●事前協議終了後、協議確認書が交付されます。 ●現場調査結果を通知します。 申請書受付【お客様センター窓口】 ○お客様センター窓口でチェック完了後、給水工事係へ提出します。（事前協議の際に交付を受けた協議書を添付する。）
臨時申請受付	不適合 連合栓 書類審査 各戸検針申請書 給水装置工事申請書の受付要件です。 審査適合	申請書類の審査及び指定給水装置工事事業者への指導【給水工事係】 ○不備があれば修正又は差し替えが要求されます。 ●書類審査適合の時点で指定給水装置工事事業者へ連絡が行き、メーター番号が交付されます。（各戸検針の子メーター番号通知及び一覧表にて。） ○現場調査にて不適合箇所が判明した場合は、各戸検針の申請受付ができません。
改造工事中 完成 改造切替	（改造用）申請受付・書類審査 給水装置工事申請書 現場検査 給水装置工事申請書 現場検査 各戸検針申請書	●改造用給水申請の際に、検査依頼票・水道番号等一覧表・門標（シール）・契約書（2部）・口座振替依頼書と同意書（戸数分）を受け取って下さい。 現場検査申請（以下の書類を提出後、上下水道局と検査日を調整して下さい） 現場検査【給水工事係】 ●検査の際には、同意書を受領していない各戸メーターを閉栓します。 ●現場検査で不適合箇所が判明した場合は、連合栓での取り扱いとなります。 ○連合専用からの切替の場合、既に発生している水道料金等の清算を行っていただきます。
	不適合 連合栓 契約締結 各戸検針申請書	契約締結及び所有者への説明【給水工事係】 ●契約内容を確認のうえ、契約書1部と申請書類の写しをお渡しします。

※以後、申請内容に変更があれば所定の用紙で届出下さい。

4.申請書類等の記載方法等

※申請書類の記載方法について不明な点は、上下水道局にお問い合わせするよう給水工事請負業者の方にお伝え下さい。

なお、各種図面と量水器及び止水栓の仕様書、器差成績表は各2部ずつのご提出をお願いいたします。

(1) 申請書の記載方法等

①14～15ページをご参照下さい。

(2) 見取り図（住宅位置図）の記載方法等

- ①見取り図（住宅位置図）は、申請する共同住宅の場所が客観的に確認できるものを提出下さい。（例：市販の住宅地図の写し等）
- ②申請書中の項目、「共同住宅所在地」の記載内容と整合性がとれるものを提出下さい。

(3) 配置図（各戸検針の子メーター配置図）の記載方法等

○配置図（各戸検針の子メーター配置図）には、各戸の認識表示（部屋番号等）、メーター及び止水栓の口径、設置場所を記載下さい。

（住宅部分以外の場所については、その用途をご記入下さい。）

- ・ 1つのパイプスペースに2個以上の各戸検針の子メーターを配置しないで下さい。（共用・消火用メーターは除く）
- ・ 各戸検針の子メーターは原則として各戸の玄関付近で、部屋の誤認が起らないように配置して下さい。
- ・ 屋上への各戸検針の子メーターの配置はできません。
- ・ 姿断面図（部屋配置図）、給水平面図及び給水展開図との整合性もご確認下さい。なお、各戸検針の子メーター番号の表示は必要ありません。

(4) 姿断面図（部屋配置図）の記載方法等

○姿断面図（部屋配置図）のフロアごとに、各戸の認識表示（部屋番号等）、各戸検針の子メーター及び止水栓の口径を記載下さい。

- ・ 配置図（各戸検針の子メーター配置図）、給水平面図及び給水展開図との整合性もご確認下さい。
- ・ なお、各戸検針の子メーター番号の表示は必要ありません。

(5) 給水平面図の記載方法等

○給水平面図には、フロアごとに給水管の配管状況及びその他給水設備等の設置場所を表示するほか、各戸の認識表示（部屋番号等）、各戸検針の子メーター及び止水栓の口径を記載下さい。

- ・ 配置図（各戸検針の子メーター配置図）、姿断面図（部屋配置図）及び給水展開図との整合性もご確認下さい。なお、各戸検針の子メーター番号の表示は必要ありません。 ※消火系統の配管も図示して下さい。

(6) 給水展開図の記載方法等

○建物全体の給水管の配管状況及びその他給水設備等の設置場所を表示するほか、各戸の認識表示（部屋番号等）、各戸検針の子メーター及び止水栓の口径を記載下さい。

また、配置図（各戸検針の子メーター配置図）、姿断面図（部屋配置図）及び給水平面図との整合性もご確認下さい。なお、各戸検針の子メーター番号の表示は必要ありません。 ※消火系統の配管も図示して下さい。

(7) 量水器設置詳細図の記載方法等

○メーターボックス等の形状、材質および寸法、各戸検針の子メーターの設置状況について図示及び表示して下さい。

※ガスメーターが近すぎて水道メーターのフタが開かない、開閉栓やメーター取替作業に使用する器具が差し込めないなど、上下水道局の業務に支障をきたさないよう止水栓やメーター周りの空間を十分に確保して下さい。また、メーターのフタが開く方向は、検針の際に指針が見えにくいなどの支障がないようご注意下さい。

(8) 量水器及び止水栓の仕様書の提出方法等

○メーカーの発行する量水器及び止水栓の仕様書を、現場検査依頼の際に提出してください。

(9) 器差成績表の記載方法等

- ①メーカーの発行する器差成績表を、現場検査依頼の際に提出してください。
- ②器差成績表には器物番号ごとに口径、各戸検針の子メーター番号（局承認番号）、大流量、少流量、検定有効期限を記入してください。

なお、各戸検針の子メーター番号（局承認番号）記載欄がない場合は、水道番号等一覧表中の備考欄に器物番号を記入してください。

(10) 現場検査依頼票の記載方法等

- ①この依頼票は、臨時用の給水装置工事申請書を提出後に上下水道局にて受け取り、必要事項を記載のうえ現場検査依頼の際に提出してください。
- ②記載方法の詳細については、「各戸検針検査依頼票（説明用）」（16ページ）をご参照下さい。

(11) 水道番号等一覧表の記載方法等

- ① 水道番号等一覧表は現場検査依頼票と一緒に、臨時用の給水装置工事申請書を提出後に上下水道局にて受け取り、必要事項を記載のうえ、現場検査依頼票と一緒に提出してください。
- ② 記載方法の詳細については、「水道番号等一覧表（説明用）」（17ページ）をご参照下さい。

★申請書記入要領説明

【2枚目の1】

課長	担 当 副参事	給水工事係	
		係長	係

※（決裁日： 年 月 日）

上下水道局の決裁欄です。

申請書提出日をご記入ください。

年 月 日

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する 申請書

那覇市上下水道事業管理者 宛

※住所は、契約締結時に提出する印鑑登録証明書の住所をご記入ください。

申 請 者
（給水装置所有者等）

住 所

TEL 優先①

TEL 優先②

フリガナ

氏 名

実印

申請時時点の住所・連絡
先をご記入ください。

契約書に使用予定の印鑑を押
印して下さい。なお、印鑑証
明書は契約締結の際に提出し
ていただきます。

※後日、契約締結に使用する実印で押印して下さい。また、法人の場合
は法人名及び代表者名を記入の上、法人の登録印を押印して下さい。

指定給水装置工事事業者

住 所

TEL

※代表者名も記入すること。

名 称

（指定店番号： 担当者： ）

このたび、別記共同住宅について、「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収」に関する業務取扱いを申請します。今回の申請にあたっては、『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する取扱要綱及び『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約を遵守いたします。

なお、違反したときは、契約を解除されても異議はありません。

記

該当箇所を○で囲って下さい。

1. 工事区分等 新築 ・ 改造 ・ その他（ ）2. 共同住宅種別 分譲 ・ 賃貸 ・ 短期賃貸（マンスリーマンション等） ・ 個人3. 共同住宅運用（入居）開始予定日 ※新築の場合は必ずご記入ください。
（建物完成予定時期）

年 月 日（上旬・中旬・下旬）ごろ予定

4. 共同住宅所在地及び名称

（※改造の場合は、
本申請のみ記入）

（仮申請）所在地：那覇市

名 称：（仮）

※住民登録をおこなう住所で記載すること。

（本申請）所在地：那覇市

名 称：（仮）

5. 鍵の有無（※現場検査前に記入）

(1) エントランス： 有 ・ 無 （ 鍵 ・ 暗証番号 ）

(2) そ の 他： 有 ・ 無 （ 場 所 ： ）

※エントランス等に施錠がある場合は、現場検査日までに鍵の提出（2個以上）
または暗証番号の報告が必要です。

6. メーター口径 親メーター（ mm）

子メーター（13mm 個） 子メーター（20mm 個）

子メーター（25mm 個） 子メーター（40mm 個）

7. 各戸検針の子メーター設置個数 合計（ 個）

【各戸検針の子メーター 用途別内訳】

○上段：世帯としてカウント：住宅（ 個） 事務所（ 個） 店舗（ 個） その他（ 個）

○下段：共用系統：共用栓（ 個） 消火栓（ 個） チェック用散水栓（ 個） その他（ 個）

（世帯としてカウントしないもの）

（直結増圧式）

8. 住宅部分割合 $\left(\frac{\text{住宅戸数}}{\text{住宅+事務所+店舗}} \right) = \frac{\text{戸}}{\text{戸}} = (\quad \%) \geq 60\%$

※分母に含めるのは用途別内訳の上段のみ

“住宅” “事務所” “店舗” の合計です。分母に共用栓等は含めないで下さい。

9. 給水・排水方式（受水槽方式 直結式 直結増圧式）・（公共下水道接続 浄化槽）

10. （受水槽式の場合）受水槽等容量・材質

SUS ・ FRP ・ RC ・ その他

受 水 槽 m 3 （トン）

それぞれ該当箇所を○で囲って下さい。

SUS ・ FRP ・ RC ・ その他

高架水槽 m 3 （トン）

11. 建築構造概要 階建 造 棟

各 戸 検 針 検 査 依 頼 票 (説明用) (※印は記入しないで下さい。)															
☐	新水道番号	※				検査日	※								
☐	旧水道番号	※				立会職員	※				各戸検針 予定日	※			
☐	建物形態	新築 (分・賃・短・個) 改造 (分・賃・短・個)				メーター形態	☐ 直読式								
☐	共同住宅 正式名称	★フリガナ (忘れずに) ★建物の正式名称を記入して下さい。				所在地	那覇市 ★住居表示等の正式 住所を記入して下さい。								
☐	給水装置 所有者	住所: ★申請時と同じ住所を記入して下さい。 TEL ★所有者等連絡先を記入 氏名: ★所有者等氏名を記入 (法人の場合は代表者名まで)													
☐	給水方式	☐ 受水槽以下方式 ☐ 直圧式 ☐ 増圧式				排水方式	☐ 下水道接続 ☐ 浄化槽式								
☐	子メーター 内訳	総数	★ 合計	住宅	★	事務所	★ 無ければ 空欄	店舗	★ 無ければ 空欄	共用	★ 無ければ 空欄	消火栓	★ 無ければ 空欄	その他	★ 無ければ 空欄
☐	タンク (受水槽以下)	受	★無ければ 空欄		m³		★無ければ 空欄		m³	子メーター検満	★★ 年 ★★ 月				
☐	共用散水栓数	★共用栓がある場合は共用散水栓 の合計数を記入 →無ければ空欄				検針員	※		給水工事係 担当者		※				
☐	鍵・暗証番号	☐ 有・無		暗証		鍵受渡確認	→局職員		※ 済 or 未						
☐	共用・消火用メーター設置場所	★(例) 101 号室 P S 上側 無ければ空欄 共用栓の下水道接続 (有り・無し)													
☐	共用・消火用メーター使用者名義	給水装置所有者等 ・ 管理責任者 ・ 管理組合 ・ その他 ()													
※ 上下水道局記入欄	検査依頼票の記入方法 ① ☐ で囲まれた箇所は該当するものに○、又はチェック☑を入れて下さい。 ② ★の箇所は、該当する場合のみ記入してください。該当しない (例: 共用栓やオートロックが無い) 場合は、記入せずに空欄のままでお願いします。 ③ 下部の「検査依頼者」の欄には、事業所印の押印を忘れずにして下さい。														
	親 ★親メーター □径: 番号を記入 ★親メーター メーター番号: 番号を記入														
	メモ・備考														
	☐	検査依頼者 (給水工事指定事業者)	★事業者名と事業所印を 押印して下さい。				印		TEL		★連絡先を記入				
								担 当		★担当者名を記入					
料金サービス課	課 長	担当副参事													
	給水工事係														
	係 長														
	係														
		入力		チェック		下水道開始届添付確認									
		入力日 担 当		係 長 係		係 長 係									
		/		/		/		/		/		/			
		※ 下水道情報を除く													

水道番号等一覧表（説明用）

共同住宅名称		★正式な建物名称を記入してください		共同住宅所在地		那覇市		★住居表示等の正式住所を記入して下さい	
給水工事事業者		★事業者名を記入して下さい。				TEL		★事業所の連絡先を記入して下さい	
	水道番号	部屋番号	門標確認	口径	メーター番号	指数	閉栓確認	備 考 (※器物番号記入含む)	
1	上下水道局が記入します。	親メーター	☐		上下水道局が記入します		☐		
2	〃	★昇順に記入して下さい。	水道番号等一覧表の記入方法 ①★マークの箇所を記入して下さい。 ②部屋番号を一番下の階から最上階に向かって順番（昇順）に記入して下さい。 (例) 101号 2-A 102号 2-B 103号 3-A 201号 3-B 202号 4-A 203号 4-B						

※連合栓からの切替の場合提出が必要となります

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約に対する
同 意 書（参考）

（※各戸検針の共同住宅についてはこの同意書にて名義変更の手続きも行います。）

私（新名義人）は、『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約』の全条に同意します。
 （※契約内容については同意書裏面に記載しておりますので、ご確認のうえ同意をお願いします。）

共同住宅所在地 那覇市 丁目 番（番地）
 共同住宅名称 （ ）号棟（ ）号室

水道番号

--	--	--	--

 —

--	--	--	--

 —

--	--

（フリガナ）

新 名 義 人 _____ 印

※新名義人が法人の場合は、法人名及び代表者名をご記入のうえ法人の登録印を押印下さい。

連 絡 先 T E L _____ 【 自宅・職場・携帯・その他（ ）】

納付書の送付先 同上・その他 _____

前 住 所 _____ ※前住所が那覇市内の場合のみ記入してください。

（以下代理人記入欄）

※1：代理人が申請する場合、本人の同意確認のうえ以下の欄もご記入押印をお願いします。

※2：代理人が法人の場合は、法人名、代表者名、住所、連絡先及び担当者名をご記入ください。

また、印鑑については法人の登録印をご使用ください。

※3：代理人による同意は、その権限を有すると上下水道局が判断する者（給水装置所有者等）に限ります。

場合によっては、ご本人の委任状等の提出を求める事もあります。

氏 名 _____ 印

住 所 _____

連 絡 先 T E L _____ 担当者

※ 新使用者の皆様へ

- 1 水道使用の休止（転居など）の場合、あらかじめ上下水道局へ届け出て下さい。
- 2 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき、すみやかに届け出て下さい。
- 3 水道料金等のお支払いは、口座振替をご利用して下さい。
- 4 開栓前に蛇口をしっかりと閉めてください。

上下水道局 記入欄	
	受付

第6号様式（要綱第3条関係）

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約書（参考）

那覇市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と 給水装置所有者等（以下「乙」という。）との間に乙が所有する共同住宅「〇〇〇〇〇〇〇〇」（共用、消火栓を含む。）の各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収について、別に定める取扱要綱を認容し次のとおり契約を締結する。

（適用）

第1条 この契約は、建物の全体が同一給水装置により給水を受ける共同住宅を対象とし、建物の一部分のみを対象とはしない。

（メーターの設置）

第2条 甲は、甲所有のメーター（以下「親メーター」という。）を設置し、乙に貸与するものとする。

2 乙は、各戸に甲が定める設置基準（『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する取扱要綱）別表）に適合したメーター（以下「子メーター」という。）を設置したのち、甲の検査結果が適合と認められた子メーターを無償譲渡する。

3 前項の無償譲渡した子メーターは返却しない。

4 子メーターは、各戸の屋外に各戸ごと、甲が認める場所に設置し、各戸使用者（居住者）が不在でも検針、開閉栓及び取替が行えるようにするものとする。

（受水槽以下の装置等の管理責任）

第3条 乙は、受水槽を設置する場合、受水槽以下の装置が水道法という給水装置ではないことから、受水槽以下の装置及びこれらにより給水される水道水の水质について、責任を持って管理しなければならない。

2 乙は、子メーターの故障、破損、不鮮明等（以下「故障等」という。）が生じないように十分な注意のもと管理し、検針、開閉栓及び取替に支障を生じさせないようにしなければならない。

3 乙は、その責任において子メーターの故障等の異常があった時は、甲に速やかに申し出なければならない。

4 甲は、前3項について、乙から申し出を受けたときは、速やかに措置を講じなければならない。

5 甲は、故障等の異常があった時の子メーター取替及び検定満了（8年）前の子メーター取替を行うこと。また、乙は各戸使用者（居住者）に対し、子メーター取替の周知を行い協力しなければならない。

6 乙が、本市内に居住しない場合は、本市に居住する者又は甲が認める者を管理責任者として選定し甲に届け出なければならない。

（検針及び水道料金等の徴収）

第4条 甲は、子メーターで隔月の定例日に各戸の検針を行い、それと平行して親メーターの検針を行うものとする。

2 甲は、各戸に設置された子メーターの指示水量により水道料金等を毎月各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。この場合において、水道料金等の算定については、私設消火栓、増圧装置に設けるチェック用水栓（取扱要綱第10条第7項第1号）、非常用給水栓及び貯水槽清掃、に使用するものを除いて、那覇市給水条例に定める一般用口径別料金を準用するものとする。

3 乙の責に帰すべき理由により、親メーターの指示水量と子メーター指示水量の総和に10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に従量料金を適用、算定し乙が負担するものとする。

4 乙の管理上の問題が原因で子メーターの検針ができない場合は、甲は水量を認定することができるものとする。

5 水道料金等の収納方法は口座振替とする。ただし、特に甲が認める場合においては、甲の指定する納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）により収納することができる。

6 この契約を解除するときは、期日を定めて既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金等について、乙の責任において一括して精算しなければならない。この場合の水道料金等の収納方法は、原則として管理者が指定する期日及び徴収方法にて一括で支払いしなければならない。

7 私設消火栓使用、貯水槽清掃、その他この契約に定めがないものについては、那覇市給水条例及び那覇市下水道条例及び取扱要綱によるものとする。

（水道料金等未納の場合の措置）

第5条 水道料金等の未納が生じたときは、甲は当該各戸使用者（居住者）が使用している箇所を停水することができるものとする。

2 甲が指定する日までに各戸使用者（居住者）が水道料金等を納入しないときは、乙は、当該各戸使用者（居住者）と連帯してその納入義務を負うものとする。なお、各戸使用者（居住者）の未納情報等の提供については、乙又は管理責任者の申請に基づき、甲が認めた場合に提供するものとし、甲が通知義務を負わないものとする。

3 乙が契約解除に伴う水道料金等の一括精算金を支払わないときは、甲は当該共同住宅の給水装置に対して、給水を停止することができる。

4 前項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

（給水装置所有者等又は管理責任者の責務等について）

第6条 乙及び管理責任者は、その責任において次の事項を行うものとする。

(1) この契約に関し、各戸使用者（居住者）に説明を行い周知させること。また、連合専用からの切替えの場合には、各戸使用者（居住者）の「同意書」を届け出又は届け出させること。

(2) 各戸使用者（居住者）が水道料金等の未納をしている場合は、当該各戸使用者（居住者）に対して完納を促すこと。

(3) 各戸使用者（居住者）との入居契約等において、転出時における水道料金等の精算済証の提出を規定する等の水道料金等未納発生防止策を講じるよう努めること。

(4) この契約の内容に変更が生じたときは、甲の定める書類により届け出し、承諾を受けること。

(5) 各戸使用者（居住者）の転出入について遅滞なく届け出又は届け出させること。

(6) 給水装置及び受水槽以下の装置の漏水発生防止措置を講じること。

(7) 水道使用開始の開栓の際は、給水栓（蛇口等）の閉まりを確認して、開栓事故（蛇口の閉め忘れによる水の出っ放し等）の発生防止に努めなければならない。

(8) 貯水槽清掃を年1回以上行うものとし、その実施について届け出及び水道料金を精算すること。

(9) その他、甲との事務の取次ぎを行いこの契約の遂行に支障がないよう協力すること。

（契約者の変更）

第7条 乙に変更がある場合で、変更後も各戸検針制度の継続を希望する場合は、甲の指定する様式により届け出なければならない。

2 前項の手続きがなされない場合においては、甲の判断によりこの契約の継続又は解除を行うことができる。

（契約の変更及び解除）

第8条 那覇市水道給水条例、那覇市下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するように契約の変更がなされたものとみなす。

2 乙が、この契約又は取扱要綱等に違反する行為をし、甲の指摘を受けてもなお是正しないときは、甲は、契約を解除することができる。この場合において、異議の申し立ては一切これをみとめない。

3 前2項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

（契約の期間）

第9条 本契約の期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、本契約期間満了前2月までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更新したものとみなし、更に1年間継続するものとし、その後においてもまた同様とする。

★各戸検針制度の適用にあたり、特に**注意**して頂きたい事項

	注意事項	内 容
転出入に伴う手続き等	1. 入居時の手続き ○契約内容の周知 ○口座振替の周知	①各戸検針共同住宅における賃貸借又は分譲の契約の際には、必ず入居予定者に各戸検針契約内容を周知し、同意を得た上で、入居者本人又は給水装置所有者等若しくは管理責任者等にて上下水道局へ開栓（水道使用開始）依頼をしてください。 また、各戸検針制度適用の条件として水道料金等支払い方法は口座振替が原則であることも各戸使用者（居住者）へ周知徹底させてください。 <u>※開栓の際は、室内の給水栓（蛇口）をしっかりと閉め、水の出しっぱなしがないよう注意してください。</u>
	2. 転居時の手続き ○精算手続 ○未納金発生防止	①各戸使用者（居住者）が転居の際には、臨時検針及び水道料金等の精算手続きを上下水道局へ依頼し、精算済みの確認を行い、各戸使用者（居住者）の水道料金等の未納が残らないよう注意してください。 <u>※各戸使用者（居住者）との入居契約等に、転居時における水道料金等精算済証の提出義務等を規定するなどして、水道料金等滞納の発生防止に努めてください。</u>
維持管理責任等	3. 維持管理責任 ○貯水槽清掃 ○各戸検針運用への協力	①貯水槽については、給水装置所有者等の責任において年1回以上の清掃を実施して、その結果報告と清掃に使用した水道料金の精算を行ってください。 ②上下水道局の業務に支障を及ぼす状況等が生じ、改善の指摘を受けた場合速やかに対処してください。
その他	4. 各種変更の届出 ○所有者変更 ○水栓取付け工事など	①各戸検針契約の申請内容に変更等が生じた場合は、所定の届出書（21頁参照）にて遅滞なく上下水道局へ届け出してください。 <u>特に、名義変更手続きが必要な場合は（建物の売買や相続など）、必ず上下水道局へご連絡ください。</u> また、増改築で新たに蛇口を取り付けるなどの工事がされる場合も、必ず事前に上下水道局へご連絡ください。

★各戸検針制度に関する申請及び変更等書類一覧

	書類名称	備 考
1	事前協議確認書	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する申請にあたり、各戸検針制度の契約内容・条件・手続き方法等について事前協議を行ったことを認める書類です。
2	重要事項説明書	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する申請に先立って、あらかじめ同契約の重要部分に関する内容及びその履行に関する事項を説明するものです。
3	委任状	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する事前協議につきまして、下記のとおり代理人に委任する書類です。
4	申請書	・各戸検針申請の際に、各種添付書類と一緒に提出します。
5	管理責任者選定（変更）届	・給水装置所有者等（申請者）が本市内に居住しない場合に、本市内に居住する者又は上下水道事業管理者が認めるものを選定して届け出します。変更がある場合にも遅滞なく届け出が必要です。
6	同意書	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約に対する各戸利用者（居住者）が同意する書類です。
7	各戸検針の子メーター無償譲渡届	・上下水道局が各戸検針の子メーター管理を行うために必要な書類です。
8	各戸検針検査依頼票	・各戸検針共同住宅の給水装置工事完了にあたり、上下水道局に対して、検査依頼をするための書類です。
9	給水装置所有者等変更届	・既に締結された各戸検針契約の給水装置所有者等（申請者）に変更がある場合に遅滞なく届け出が必要です。 ・なお、分譲マンションの場合は管理組合と契約締結をする必要があります（各区分所有者とは契約致しません）。
10	契約解除申請書	・締結済みの各戸検針契約を解除する場合に事前に提出します。 ※解除の際には、覚書の取り交わしも行います。また既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金について、給水装置所有者等（契約者）において一括での精算が必要となります。
11	覚書	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約解除申請書に必要な書類です。
12	各戸検針の子メーター番号通知書	・上下水道局から各戸検針するために必要な各戸検針の子メーター番号を通知するための書類です。
13	各戸検針の子メーター番号通知一覧表	・上下水道局から各戸検針するために必要な各戸検針の子メーター番号を通知するための書類です。（内訳）
14	申請取下げ願書	・各戸検針申請後、契約締結の前に取り下げする場合に事前に提出します。
15	施工事業者変更届	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する申請にあたり、申請中に指定給水装置工事事業が変更になった場合の書類です。
16	共同住宅名称等変更届	・共同住宅名称の変更がある場合にも遅滞なく届け出が必要です。
17	各戸方書き（部屋番号）変更届	・共同住宅の戸について、方書きの変更がある場合にも遅滞なく届け出が必要です。
18	メーター設置個数変更届	・申請済み又は契約締結済みの共同住宅の各戸検針の子メーター設置個数に変更がある場合に事前に提出します。 ※各戸検針の子メーターを経由しない散水栓（直結散水栓）は設置しないで下さい。契約の解除となることがあります。
19	メーター口径及び設置場所等変更届	・申請済み又は契約締結済みの共同住宅の各戸検針の子メーター設置個数及び設置場所に変更がある場合に事前に提出します。 ※各戸検針の子メーターを経由しない散水栓（直結散水栓）は設置しないで下さい。契約の解除となることがあります。
20	用途変更届	・申請済み又は契約締結済みの共同住宅の各戸用途に変更がある場合に事前に提出します。
21	代表者選定届	・各区分所有者又は各共有者承諾のうえ、代表者を選定して行うことを届けする書類です。
22	願い書（届出印）	・『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する及び申請等に関して、実印の使用及び印鑑証明書の添付とされていますが、印鑑証明書の添付を免除する書類です。

水道に関するお問い合わせ先

発 行／那覇市上下水道局

所在地／〒900-0006 那覇市おもろまち 1-1-1

<http://www.water.naha.okinawa.jp>

上下水道局案内図



お客様センター TEL 941-7804

○入居・退去等による水道の使用開始・中止について

○各戸検針の事前協議（事前予約制）、その他窓口業務

料金サービス課 給水工事係 TEL 941-7810

○各戸検針に関する審査及び契約

○給水設備の施工について